\mathcal{O} 消 費者被害を予防・救済する法制度の実現を求める意見書

年度の六十五歳以 から、人口 している。 我が の高齢化以上に、高齢者に関する相談が増加していることとなる。 同時 高 上の 期の六十五歳以上の高齢者の人口は一三・八パーセント増にとどまること 者の消費者被害に関 高齢者に関する相談件数は、五年前と比較して五二・七パーセント する相談 が増加 てい る。具体的には、 平成二十六

悪質な事業者の勧誘行為により、不本意な契約を余儀なくされている実態が看取できる。 の年代に比べて「訪問販売」、「電話勧誘販売」の相談数・相談率が多く、県下の高齢者が 大分県でも、六十歳代、七十歳以上の「販売購入形態別・年代別苦情相談件数」を見ると、

動を恐れて契約を締結する事例や、 ことが必要である。しかし、この制度を導入しても、 定商取引法において、 を不本意な契約の拘束力から離脱させることは容易でない。 る事例を完全になくすことはできず、現行の我が国の法制度では、 する議論がなされているが、 現在、 我が国では、 高齢者があらかじめこれを拒否する意思表示をできる制度を導入する 特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)の改正に関 高齢者の生活の平穏が害されることを未然に防止するため、特 判断能力の低下、 高齢者が執拗な勧誘や粗野・乱暴な言 知識・経験の不足により契約を締結す このような事例で高齢者

の執拗な勧誘や粗野・乱暴な言動により締結してしまった契約を取り消すための新たな法制 事情を利用して締結させられてしまった契約を取り消すことができる規定の導入や、事業者 の導入も必要である。 また、消費者契約法の改正についても議論されているが、社会の高齢化がますます進行 消費者の判断力の低下や知識・経験の不足など、合理的な判断を行うことができな いす

費者被害を予防・救済する実効的な法制度を実現されるよう強く要請する。よって、国会及び政府におかれては、特定商取引法及び消費者契約法を改工 消費者契約法を改正 高齢者

地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年三月二十五 \exists

大分県議会議長 田 中 利 明

参 官臣臣長長 山大 崹 島 正 昭 殿殿

産 総 業 理 安 晋 三 殿

内経内 菅 義 偉 殿 殿

林

幹

雄

命 担 野